

# ○検察官の初任給調整手当に関する準則

《原文縦書き》

〔昭和46年4月1日〕  
法務省人甲第2号法務大臣訓令

改正一昭和61年4月4日法務省人給訓第701号  
平成元年5月29日同 第1147号

第1条 検察官に対し、当分の間、初任給調整手当を支給することとし、その支給については、この準則の定めるところによるほか、一般官吏の例による。

第2条 初任給調整手当の支給を受ける検察官は、検察庁法第18条第1項第1号に定める資格を有する者から検事に任命された者で、かつ、検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）第2条別表に掲げる20号から13号までの俸給を受ける検事とする。

第3条 初任給調整手当の月額は、当該検事の俸給の号の区分に応じた別表に掲げる額とする。

第4条 当該月額を支給期間は、検察官の初任給及び昇給に関する準則第3条に定める俸給の号の区分に応じた昇給期間に限るものとし、当該昇給期間をこえて在号するものについては、昇給期間が経過した時期に順次上位の号に昇給したものとみなす。

## 附 則

この準則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月4日法務省人給訓第701号）

この準則は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成元年5月29日法務省人給訓第1147号）

この準則は、平成元年4月1日から適用する。

別 表

俸給の号の区分	月 額
2 0 号	87,800円
1 9 号	83,900円
1 8 号	75,100円
1 7 号	70,000円
1 6 号	51,100円
1 5 号	45,100円
1 4 号	30,900円
1 3 号	19,000円